



基発第0731004号

平成19年7月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働基準局報告例規の一部改正

標記について、下記のとおり改正を行うこととしたので、その取扱いについて遺憾なきを期されたい。
なお、下記の改正については平成18年度報告より適用する。

記

1 「安衛404」の改正

「安衛404 技能講習等実施及び修了証交付状況報告」の一部を次のように改める。

- (1) 「安衛404 技能講習等実施及び修了証交付状況報告 (その一)」の種類の中の「地山の掘削作業主任者技能講習」、「土止め支保工作業主任者技能講習」、「ボイラー据付け工事作業主任者技能講習」及び「デリック運転技能実習」を削除し、「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習」を追加する。
- (2) 「安衛404 技能講習等実施及び修了証交付状況報告 (その一)」の種類の中の「小型式クレーン運転技能講習」を「小型移動式クレーン運転技能講習」に改める。
- (3) 「安衛404 技能講習等実施及び修了証交付状況報告 (その二)」の種類の中の「四アルキル鉛等作業主任者技能講習」及び「特定化学物質等作業主任者技能講習」を削除し、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」及び「石綿作業主任者技能講習」を追加する。

2 「安衛408」の改正

「安衛408 手数料収入印紙ちょう用実績報告」の一部を次のように改める。

- (1) 「安衛408 手数料収入印紙ちょう用実績報告 (その一) の(8)」の種別の項の「地山の掘削作業主任者」、「土止め支保工作業主任者」及び「ボイラー据付け工事作業主任者」を削除し、「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者」を追加する。
- (2) 「安衛408 手数料収入印紙ちょう用実績報告 (その一) の(9)」の種別の項の「四アルキル鉛等作業主任者」及び「特定化学物質等作業主任者」を削除し、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者」及び「石綿作業主任者」を追加する。
- (3) 「安衛408 手数料収入印紙ちょう用実績報告 (その二)」の(ロ)の区分の項の「作業環境測定機関」の欄に、「平成18年4月1日以後に第一種作業環境測定士の登録を受けた者が作業環境測定機関の登録を受ける場合 (①)」、「平成18年4月1日前に第一種作業環境測定士の登録を受けた者が作業環境測定機関の登録を受ける場合 (②)」及び「法人その他①、②に該当しない者が平成18年4月1日以後に作業環境測定機関の登録を受ける場合」を追加する。

改正後

安衛404 技能講習等実施及び修了証交付状況報告(その一)

平成 年度(4~3月)

労働局

区 分	登録講習機関数	実施回数	受講者数	修了者数	修了率 (%)
木村加工用機械作業主任者技能講習					
プレス機械作業主任者技能講習					
乾燥設備作業主任者技能講習					
コンクリート破砕器作業主任者技能講習					
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習					
ずい道等の掘削等作業主任者技能講習					
ずい道等の掘工作業主任者技能講習					
採石のための掘削作業主任者技能講習					
はい作業主任者技能講習					
船内荷役作業主任者技能講習					
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習					
足場の組立て等作業主任者技能講習					
木造建築物の組立て等作業主任者技能講習					
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習					
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習					
鋼橋架設等作業主任者技能講習					
コンクリート橋架設等作業主任者技能講習					
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習					
普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習					
床上操作式クレーン運転技能講習					
小型移動式クレーン運転技能講習					
ガス溶接技能講習					
フォークリフト運転技能講習					
ショベルローダー等運転技能講習					
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習					
車両系建設機械(基礎工専用)運転技能講習					
車両系建設機械(解体用)運転技能講習					
不整地運搬車運転技能講習					
高所作業車運転技能講習					
玉掛け技能講習					
ホイラー取扱技能講習					
揚貨装置運転実技講習					
クレーン運転実技講習					
移動式クレーン運転実技講習					
合 計					

- 記載注意 1 「修了率」欄については、修了率は小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位まで記載すること。
 2 「登録講習機関数」欄には、報告対象年度末の数で記入すること。
 3 技能講習については、局、署が実施したものがあるときは()書きのうえ内数で記入すること。

現行

安衛404 技能講習等実施及び修了証交付状況報告(その一)

平成 年度(4~3月)

労働局

区 分	登録講習機関数	実施回数	受講者数	修了者数	修了率 (%)
木村加工用機械作業主任者技能講習					
プレス機械作業主任者技能講習					
乾燥設備作業主任者技能講習					
コンクリート破砕器作業主任者技能講習					
地山の掘削作業主任者技能講習					
土止め支保工作業主任者技能講習					
ずい道等の掘削等作業主任者技能講習					
ずい道等の掘工作業主任者技能講習					
採石のための掘削作業主任者技能講習					
はい作業主任者技能講習					
船内荷役作業主任者技能講習					
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習					
足場の組立て等作業主任者技能講習					
木造建築物の組立て等作業主任者技能講習					
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習					
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習					
鋼橋架設等作業主任者技能講習					
コンクリート橋架設等作業主任者技能講習					
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習					
普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習					
床上操作式クレーン運転技能講習					
小型移動式クレーン運転技能講習					
ガス溶接技能講習					
フォークリフト運転技能講習					
ショベルローダー等運転技能講習					
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習					
車両系建設機械(基礎工専用)運転技能講習					
車両系建設機械(解体用)運転技能講習					
不整地運搬車運転技能講習					
高所作業車運転技能講習					
玉掛け技能講習					
ホイラー取扱技能講習					
揚貨装置運転実技講習					
クレーン運転実技講習					
移動式クレーン運転実技講習					
合 計					

- 記載注意 1 「修了率」欄については、修了率は小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位まで記載すること。
 2 「登録講習機関数」欄には、報告対象年度末の数で記入すること。
 3 技能講習については、局、署が実施したものがあるときは()書きのうえ内数で記入すること。

安衛404 技能講習等実施及び修了証交付状況報告(その二)

平成 年度(4~3月)

労働局

種類	区分	登録講習機関数	実施回数	受講者数	修了者数	修了率 (%)
衛生工学衛生管理者に係る講習						
鉛作業主任者技能講習						
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習						
石綿作業主任者技能講習						
有機溶剤作業主任者技能講習						
酸素欠乏危険作業主任者技能講習						
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習						
合 計						

- 記載注意 1 「修了率」欄については、修了率は小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位まで記載すること。
 2 「登録講習機関数」欄には、報告対象年度末の数で記入すること。
 3 技能講習については、局、署が実施したものは()書きのうえ内数で記入すること。

安衛404 技能講習等実施及び修了証交付状況報告(その二)

平成 年度(4~3月)

労働局

種類	区分	登録講習機関数	実施回数	受講者数	修了者数	修了率 (%)
衛生工学衛生管理者に係る講習						
鉛作業主任者技能講習						
四アルキル鉛等作業主任者技能講習						
特定化学物質等作業主任者技能講習						
有機溶剤作業主任者技能講習						
酸素欠乏危険作業主任者技能講習						
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習						
合 計						

- 記載注意 1 「修了率」欄については、修了率は小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位まで記載すること。
 2 「登録講習機関数」欄には、報告対象年度末の数で記入すること。
 3 技能講習については、局、署が実施したものは()書きのうえ内数で記入すること。

改正後

安衛408 手数料収入印紙ちよう用実績報告(その一)の(9)
(平成 年度分)

(ト) 技能講習手数料 労働局

種 別	単 価	件 数
鉛 作 業 主 任 者	全 部	
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	全 部	
石 綿 作 業 主 任 者	全 部	
有機溶剤作業主任者	全 部	
酸素欠乏危険作業主任者	全 部	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	一 部 免 除	

現 行

安衛408 手数料収入印紙ちよう用実績報告(その一)の(9)
(平成 年度分)

(ト) 技能講習手数料 労働局

種 別	単 価	件 数
鉛 作 業 主 任 者	全 部	
四アルキル鉛等作業主任者	全 部	
特定化学物質等作業主任者	全 部	
有機溶剤作業主任者	全 部	
酸素欠乏危険作業主任者	全 部	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	一 部 免 除	

改正後

安衛408 手数料収入印紙ちよう用実績報告(その二)
(平成 年度分)

(口)登録免許税等

労働局

区 分	登 録		登 録 証 再 交 付 変 換	
	単 価	件 数	単 価	件 数
作業環境測定機関				
平成18年4月1日以後に第一種作業環境測定士の登録を受けた者が作業環境測定機関の登録を受ける場合(①)				
平成18年4月1日前に第一種作業環境測定士の登録を受けた者が作業環境測定機関の登録を受ける場合(②)				
法人その他①、②に該当しない者が平成18年4月1日以後に作業環境測定機関の登録を受ける場合				

現 行

安衛408 手数料収入印紙ちよう用実績報告(その二)
(平成 年度分)

(口)登録免許税等

労働局

区 分	登 録		登 録 証 再 交 付 変 換	
	単 価	件 数	単 価	件 数
作業環境測定機関				